

土地区画整理事業

高田・今泉

第19号

区画整理ニュース



陸前高田市 復興局 市街地整備課

1 土地区画整理事業地区内の土地の管理について（お願い）

《適正な管理をお願いします》

土地区画整理事業によりお引渡しした土地について、適正な管理をお願いします。

◇適正に管理しないと近隣住民に迷惑をかけるおそれがあります。

- ・ 雑草が繁茂し、害虫の発生や廃棄物の不法投棄場所になる可能性があります。
- ・ 火災発生の原因につながります。
- ・ 道路の見通しが悪くなり、交通事故の原因になります。



before



after

土地登記や住所（連絡先）の変更は、当課にご連絡ください

土地区画整理事業の進捗に合わせ、重要な文書の送付やご連絡を行う頻度が増してきます。次のような場合は、所定の様式をお送りしますので届け出てください。

- ・ 土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
- ・ 未登記の借地権を取得した場合
- ・ お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合
(市民課に転居届を提出した後に、必ず市街地整備課にもご連絡ください)
- ・ 婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合



2 高田・今泉地区 土地区画整理審議会を開催しました

高田地区第16回（7月10日）、今泉地区第15回（7月10日）及び第16回（10月31日）土地区画整理事業審議会を開催しました。以下の議案について諮問し、承認されました。

○高田地区第16回（7月10日）

諮問33 仮換地指定変更について・・・事業計画変更に伴う換地変更等

諮問34 保留地の変更について・・・市有地との交換

○今泉地区第15回（7月10日）

諮問23 仮換地指定変更について・・・事業計画変更に伴う換地変更

諮問24 仮換地指定について・・・市有地の指定

○今泉地区第16回（10月31日）

諮問25 仮換地指定について・・・市有地の指定

諮問26 保留地を定めることについて

また、第2期審議会発足後初めての審議会となり、会長及び会長代理が選出されました。委員のみなさまをご紹介します。（敬称略）

●高田地区（五十音順）

及川満伸、及川雄一、小山公喜、菅野格、菅野菊子、菅野秀一郎、黄川田敏郎、熊谷正文、小谷隆一、坂井一晃、菅原瑞秋、戸羽幸輝、中村勉（会長代理）、村上金吾、村上義興、株式会社共立土木、伊藤英、藤田治彦、南正昭（会長）、渡邊健治

●今泉地区（五十音順）

石川秀一、岩渕達夫、及川和雄、菅野勝郎、菊池満夫、木村昌之、紺野文彰、長沼正宏（会長代理）、村上光昭、株式会社八木澤商店、吉田裕、藤田治彦、南正昭（会長）、渡邊健治

さらに、一部の評価員が新たに選任され、以下の体制となりました。

高橋 春彦	仙台国税局大船渡税務署統括国税調査官
高橋 良明	陸前高田市市民協働部税務課長
細川 卓	東日本不動産コンサルタント有限会社代表取締役（不動産鑑定士）

3 高田・今泉地区 事業計画変更が認可されました

高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更（第8回）及び今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更（第6回）が、令和元年5月23日付けで岩手県知事の認可を受けました。

<変更内容>

	高田地区土地区画整理事業 事業計画変更（第8回）	今泉地区土地区画整理事業 事業計画変更（第6回）
土地利用計画の見直し	(1) 道路、公園・緑地及び河川・水路の形状の見直し (2) (1)に伴う宅地形状の変更	(1) 道路及び公園・緑地等の形状の見直し (2) 宅地形状の見直し
事業費	670.0億円→722.5億円	827.2億円→833.2億円

また、高田地区事業計画変更（第9回）及び今泉地区事業計画変更（第7回）が令和2年1月9日付けで変更許可を受けました。

<変更内容>

	高田地区土地区画整理事業 事業計画変更（第9回）	今泉地区土地区画整理事業 事業計画変更（第7回）
土地利用計画の見直し	(1) 道路及び公園の形状の見直し	変更なし
事業費	722.5億円→757.6億円	833.2億円→890.6億円

4 高田・今泉地区 宅地引渡しを行いました

平成31年2月から令和2年1月までに、下表のとおり、宅地の引渡しを行いました。今泉地区は平成31年3月で、すべての高台部の宅地引渡しを完了しました。

高田地区（計403画地）

平成31年 3月17・18・24日	かさ上げ宅地（KB16街区ほか）	261画地
令和 元年 8月25日	かさ上げ宅地（KA01街区ほか）	49画地
令和 元年 9月29日	かさ上げ宅地（KA09街区ほか）	36画地
令和 元年12月23日	かさ上げ宅地（KB07街区ほか）	57画地

今泉地区（計288画地）

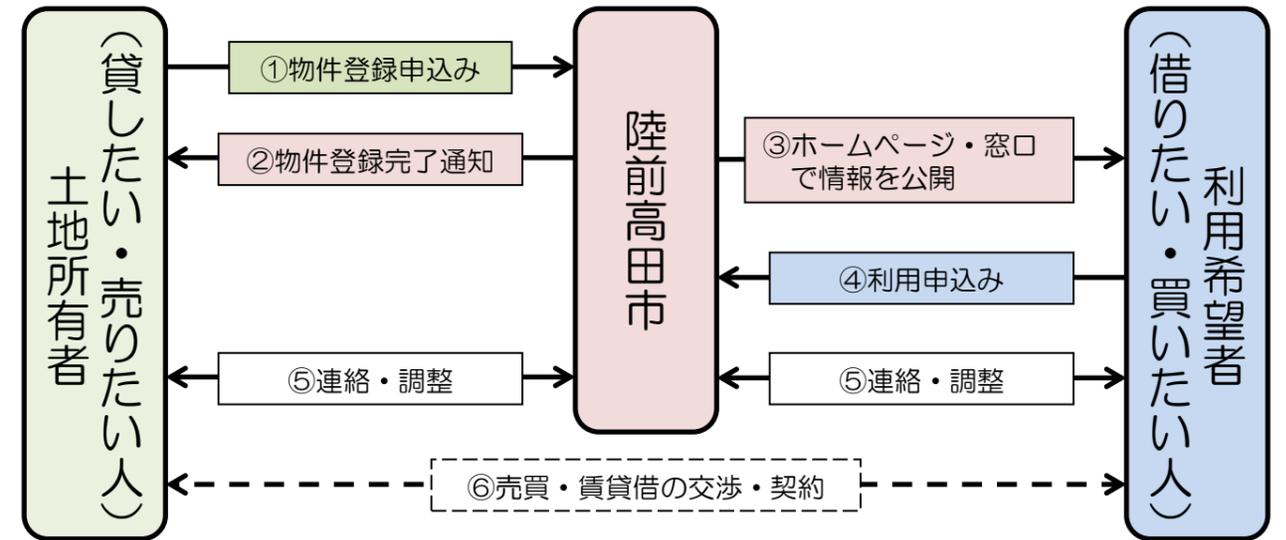
平成31年 3月24日	高台2・かさ上げ⑧ほか	84画地
令和 元年10月 6日	かさ上げ⑤	47画地
令和 元年12月20日～	かさ上げ⑥・⑬ほか	30画地
令和 2年 1月11日～	かさ上げ②・④・⑩ほか	127画地

今後も、随時宅地の引渡しを進めてまいりますので、引き続き本事業へのご理解・ご協力よろしくお願い致します。

5 高田・今泉地区 土地利活用促進バンク制度の運用について

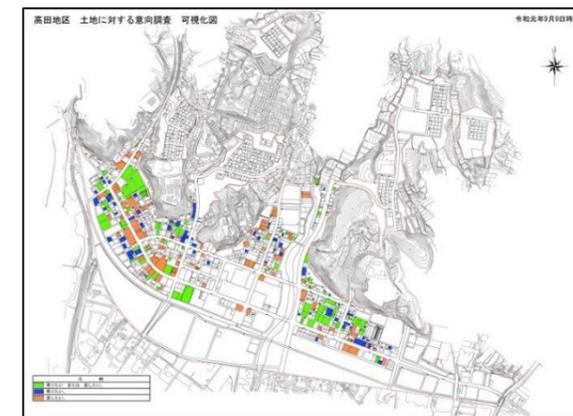
高田・今泉地区では、かさ上げ部及び平地部で利用予定のない土地を有効に活用してもらうため、「土地利活用促進バンク制度」の運用を平成31年1月より開始しております。土地の利活用が未定で登録がまだの方はお気軽にご相談ください。

<制度の概要>

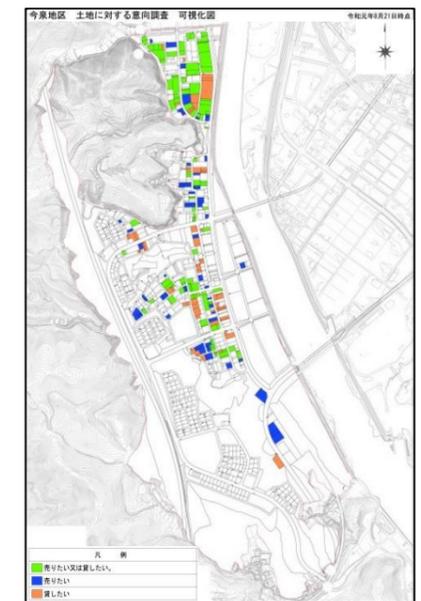


<土地利活用バンク掲載イメージ>

高田地区



今泉地区



お問い合わせ先

事業施行者：

陸前高田市 復興局 市街地整備課
〒029-2292
陸前高田市高田町字鳴石42-5
TEL 0192-54-2111（代表）
（内線：高田443・今泉453）

事業受託者：

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）
岩手震災復興支援本部 陸前高田復興支援事務所
〒029-2203
陸前高田市竹駒町字相川28-1
TEL 0192-53-2630